

# 旭川市庁舎整備検討審議会

## 諮問資料

平成 27 年（2015 年）8 月

## 目 次

<b>1 庁舎建設の必要性</b>	
(1) 庁舎整備検討の経緯	1
(2) 庁舎の現状	2
(3) 庁舎の課題	3
<b>2 新庁舎の基本理念</b>	8
<b>3 新庁舎の基本方針</b>	
(1) 新庁舎に求められる役割	9
(2) 新庁舎整備の基本方針	10
<b>4 新庁舎の機能</b>	12
<b>5 新庁舎の規模</b>	
(1) 庁舎規模算定の前提条件	16
(2) 部門・機能ごとの必要面積	18
(3) 庁舎規模の算定結果	21
<b>6 新庁舎の建設場所</b>	
(1) 建設候補地の選定理由	22
(2) 建設候補地	23

# 1 庁舎建設の必要性

## (1) 庁舎整備検討の経緯

**平成 9 年**

**総合庁舎の耐震診断の実施**

耐震性に問題がないとされる I s 値 0.6 を大きく下回っている事が判明



**平成 10 年**

**庁舎整備建設基金の設置**

想定事業費 200 億円の 2 分の 1 の 100 億円を目標に積立てを開始  
平成 26 年度末積立額 約 13 億 4 千万円



**平成 23 年 3 月**

**東日本大震災の発生**

総合庁舎の地震に対する脆弱性への対策の必要性を改めて認識



**平成 23 年 7 月**

**庁舎整備検討委員会の設置**

庁舎整備のあり方について検討を行うため、庁内 6 部長を委員とした内部検討組織を設置



**平成 25 年 1 月**

**庁舎整備検討委員会の最終報告**

庁舎の建替えによる課題解決が適当との報告



**平成 25 年 7 月**

**庁舎整備検討市民懇話会の設置**

市民意見を幅広く集約するため、学識経験者や市内各団体、公募市民など  
17 名で構成される市民懇話会を設置



**平成 25 年 10 月**

**庁舎整備に関する市民アンケートの実施**

市民 3 千人を対象に、庁舎建替えの是非や建設場所、庁舎に望む機能等を調査



**平成 26 年 5 月**

**庁舎整備検討推進委員会の設置**

より具体的な庁舎整備についての検討を進めるための内部検討組織を設置



**平成 26 年 9 月**

**庁舎整備に係る議会棟のあり方の検討について市議会に依頼**



**平成 27 年 4 月**

**旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料の公表**



**平成 27 年 5 月**

**関係団体との意見交換**

～ 8 月



**平成 27 年 7 月**

**旭川市庁舎整備タウンミーティング（意見交換会）**

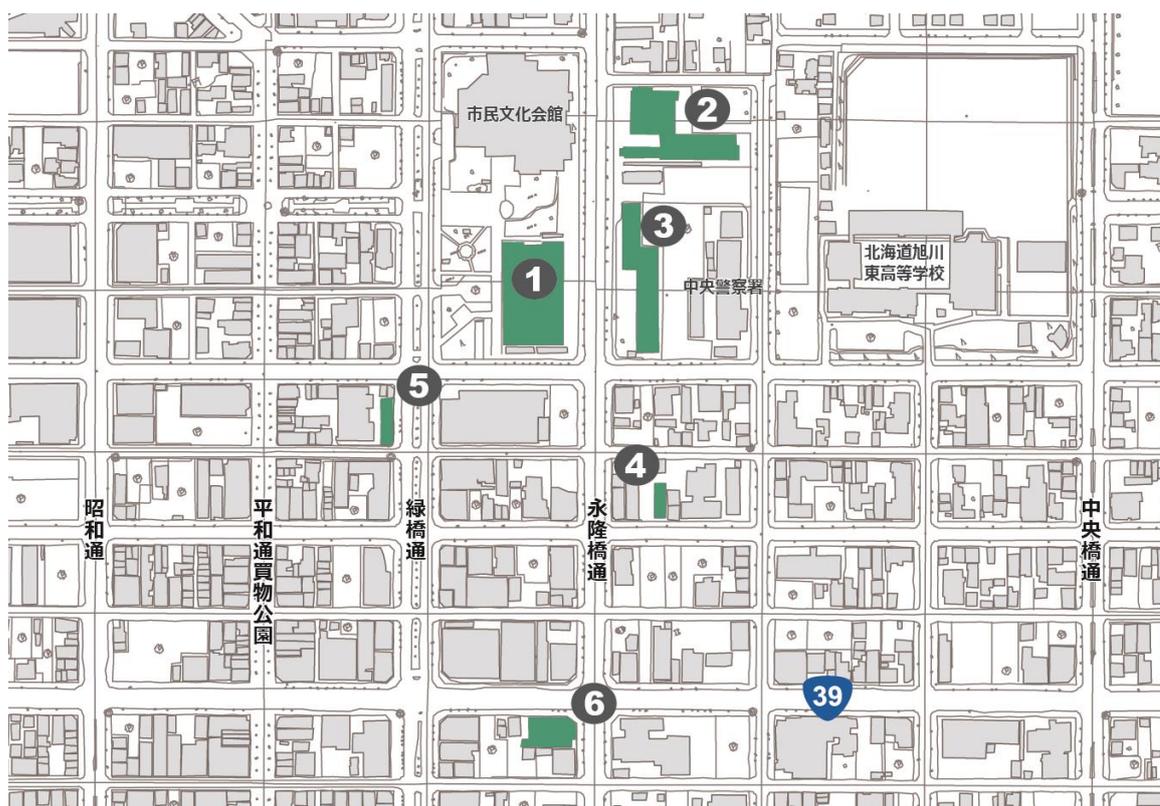
・ 8 月

(2) 庁舎の現状

現在の総合庁舎は、昭和33年に建築されましたが、人口増加に伴う行政需要の高まりなどから、何度かの増築改修を行っており、昭和58年には、第二庁舎（旭川振興公社ビル）がしゅん工しました。

その後、永山に移転した旧上川支庁（現上川総合振興局）庁舎を改修し、平成12年に第三庁舎として使用を開始し、現在に至っています。

■【庁舎の配置状況】



NO	名称	建築(供用)年	延床面積 (㎡)	在職者数 (人)
①	総合庁舎	S33 (S33)	12,276.19	695
②	第二庁舎	S58 (S58)	10,760.58	633
③	第三庁舎	S35 (H12)	6,043.80	341
④	5条庁舎	S48 (S63)	1,489.66	2
⑤	セントラル旭川ビル	H元 (H2)	881.95	111
⑥	朝日生命旭川ビル	S54 (H9)	932.91	65
	合計		32,385.09	1,847

※在職者数は平成27年4月1日現在

### (3) 庁舎の課題

#### ア 耐震性の不足

平成9年に実施した総合庁舎の耐震診断では、建物の耐震性を表すI s値（構造耐震指標）が0.6を大きく下回り、震度6強以上の地震によって倒壊する危険性が高いとされ、耐震性が著しく不足しています。

また、平成26年度に実施した第三庁舎（昭和35年建築）の耐震診断でも、I s値の最も低いところで0.13という結果が出ています。

#### ■ 各庁舎の概要

名称	建築年	耐震性	IS 値
総合庁舎	S33	不適	0.004~0.288
第二庁舎	S58	適	—
第三庁舎	S35	不適	0.13~0.65

#### （参考）構造耐震指標（I s 値）

建物の耐震性能を表す指標。Is 値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断されます。

Is 値が 0.6 以上	震度6強から7程度の地震の振動や衝撃に対し、倒壊または崩壊する <u>危険性が低い</u>
Is 値が 0.3 以上 0.6 未満	震度6強から7程度の地震の振動や衝撃に対し、倒壊または崩壊する <u>危険性がある</u>
Is 値が 0.3 未満	震度6強から7程度の地震の振動や衝撃に対し、倒壊または崩壊する <u>危険性が高い</u>

#### イ 分散化

昭和33年に建築された総合庁舎は、築後50年以上を経て、老朽化、狭隘化が進み、現在では、第二庁舎、第三庁舎のほか、民間賃貸ビルを含め6か所に分散しており、市民サービスの低下につながるのと同時に、行政事務の効率化が図りにくい状況にあります。

## ウ 狭隘化

庁舎内は、市民へのサービス提供空間が狭く、総合庁舎の1・2階以外には待合スペースがないため、混雑時には廊下にベンチやいすを設置して対応している状況となっています。

また、職員の執務空間についても、書類や備品類、保存文書等の適切な保管スペースの確保が困難な状況になっているほか、庁舎内には会議室が少なく、会議や作業を行う場所が確保しにくい状況にあります。

### ■ 執務空間狭隘化状況



執務室の状況



廊下に置かれたキャビネット

### ■ 書庫設置場所及び面積（※面積は概算）

場 所	面 積 (㎡)
総合庁舎地階	132 ㎡
5条庁舎3階	132 ㎡
新旭川書庫	324 ㎡
計	588 ㎡

永年保存文書が保管されている総合庁舎地下書庫については、5年程度で不足することが見込まれ、対策が急務となっています。

■ 会議室設置場所及び面積（※面積は概算）

場 所		面 積 (㎡)
総合庁舎	地階	30 ㎡
	5 階（2 か所）	28 ㎡
第二庁舎	2 階	30 ㎡
	6 階（2 か所）	138 ㎡
第三庁舎	地階（3 か所）	88 ㎡
	2 階	36 ㎡
	3 階（2 か所）	59 ㎡
第三庁舎保健所棟	1 階（2 か所）	128 ㎡
5 条庁舎	2 階	27 ㎡
計		564 ㎡

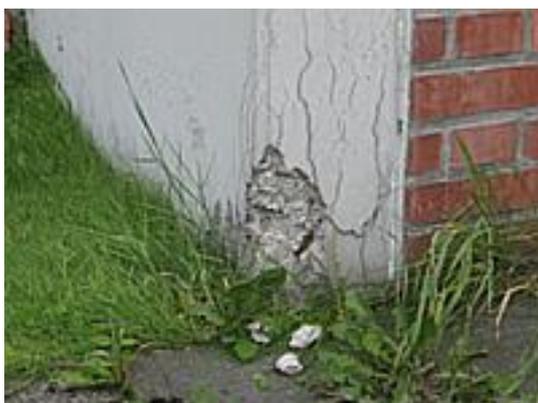
庁舎規模の算定時に参考とした総務省「地方債同意等基準」では、会議室の必要面積の基準が示されておらず、その他の諸室を含めた必要面積が示されているため比較できませんが、他の基準等と比較すると次のとおりとなります。

■ 他の基準による会議室必要面積試算値（※面積は概算）

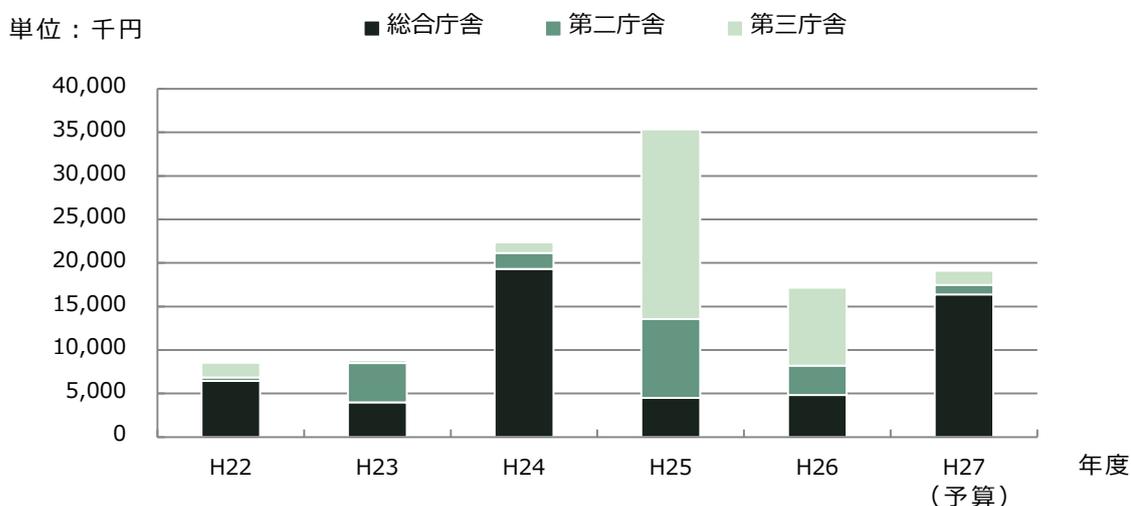
国土交通省「新営一般庁舎面積積算基準」	約 1,370 ㎡
他都市平均を旭川市に適用した試算値	約 1,760 ㎡

## エ 老朽化

鉄筋コンクリート建物の耐用年数は、50年とされていますが、総合庁舎は既に50年以上経過しており、建物の基礎、外壁、床のひび割れや歪み、天井からの雨漏り、暖房や給排水設備の経年劣化など、建物、設備とも老朽化が著しく、今後、老朽化に対応するための維持補修に多くの経費がかかることが想定され、部分的な修繕による延命化も限界が近いと考えられます。



■ 庁舎別修繕費の推移



## オ 災害発生時に必要な機能の不足

総合庁舎は、耐震性が不足している以外にも、必要な物資を備蓄しておく場所や非常用発電装置等の設備においても、災害時の機能が十分に確保できていない状況にあります。

## カ 駐車場の不足

庁舎周辺には、無料の来庁者用駐車場が3か所と有料の公共駐車場（市役所来庁者は最初の30分無料）が1か所あります。

4か所の駐車台数を合わせても必要とされる来庁者用駐車場の台数が不足しています。特に、無料の来庁者用駐車場は、平日のピーク時間帯（10～11時、14～15時）は満車となることが多く、入庫待ちの車が列をなす状況にあります。

来庁者以外の利用は有料化することも検討し、利用の適正化を検討する必要があります。

### ■ 来庁者用駐車場概要（※面積は概算）

名 称	設置年月	台数	うち身障者	面積
総合庁舎	H12.8	34台	2台	1,262㎡
第三庁舎表側	H19.6	30台	1台	688㎡
第三庁舎裏側	H12.8	74台	3台	1,900㎡
計	—	138台	6台	3,850㎡

### ■ 公共駐車場概要

名 称	設置年月	台数	うち身障者	面積
7条駐車場	S50.5	162台（※）	6台	8,011㎡

※駐車台数には月ぎめ車両用の80台を除く。

### ■ 必要とされる来庁者用駐車場台数及び面積

項 目	台 数	根 拠
①台数	313台	・「市・区マチ役所の窓口事務施設調査」（関龍夫） ・最大滞留量の近似的算定法（岡田光正）より算出
②想定面積	9,390㎡	①×30㎡

## 2 新庁舎の基本理念

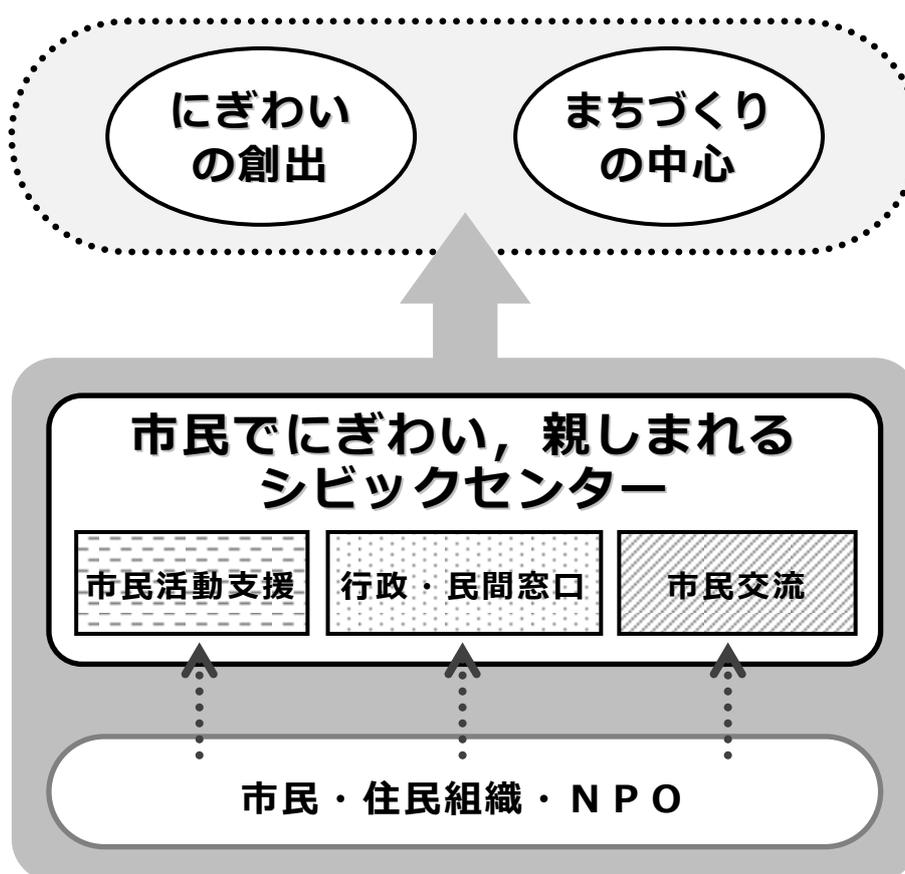
本格的な少子高齢・人口減少社会の進行や地域コミュニティの衰退、地域経済活力の低下など、市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした変化に伴う課題や新たな需要に対応することが行政には求められており、これからの庁舎には、届出などの必要な手続きを行う窓口や、職員の執務空間としての機能だけではなく、市民がもっと身近に、日常的に行政サービスを利用することができ、また、多様な市民活動を支援し、市民交流を図ることで、市民や住民組織、NPOなど、多くの人々が集い、にぎわい、親しまれるとともに、まちづくりの中心としての役割を担う必要があると考えています。

こうしたことから、庁舎整備の基本理念を、

**「市民でにぎわい，親しまれるシビックセンター」**

としました。



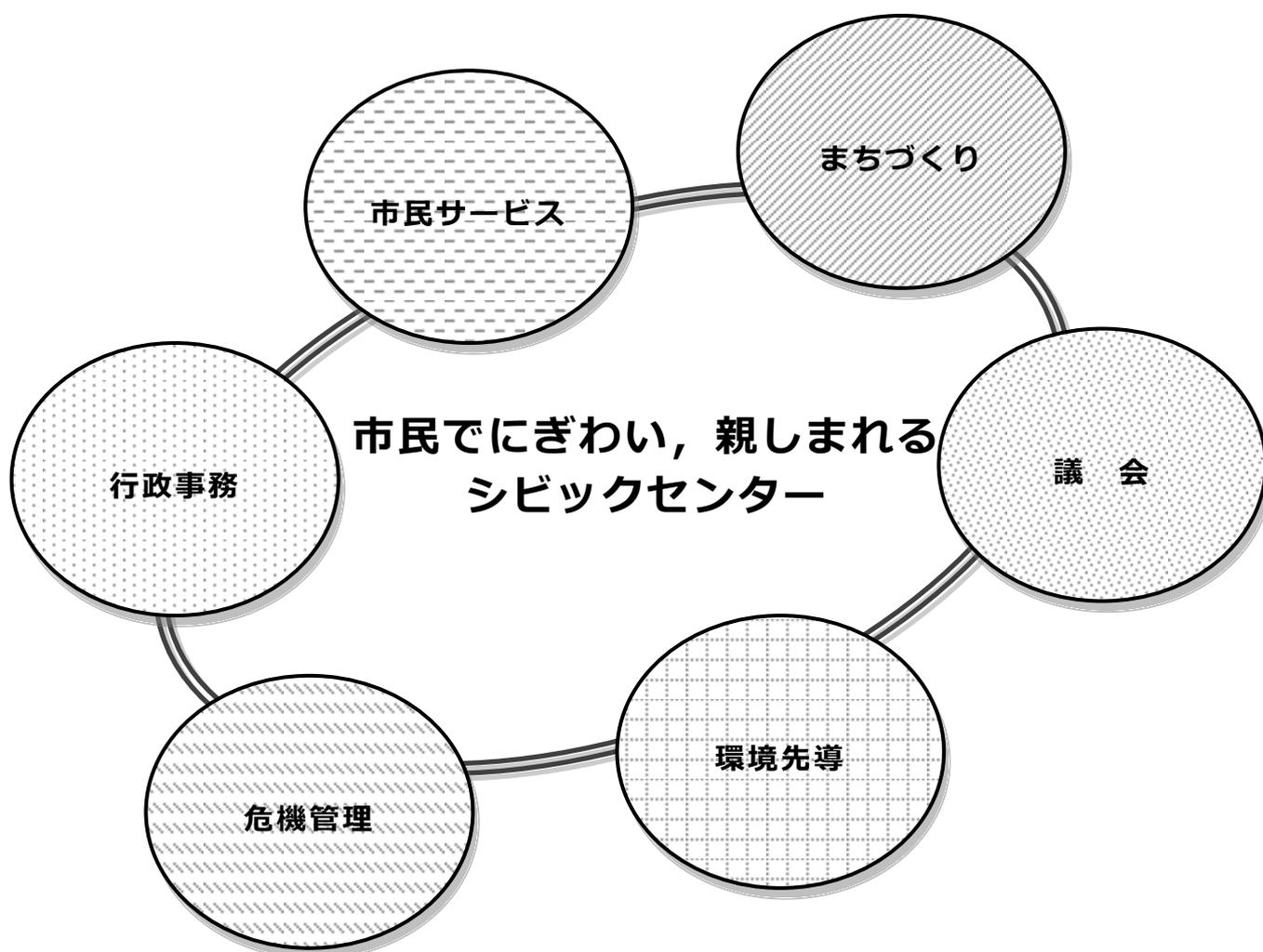
### 3 新庁舎の基本方針

#### (1) 新庁舎に求められる役割

シビックセンターとしての新庁舎には、市民でにぎわい、親しまれるための役割が求められます。

また、現在庁舎が担っている、市民生活に関わる公的なサービスや支援を提供する行政の中核的な役割とそうした事務を担う組織・職員にとっての執務空間としての基礎的な役割に加え、災害時の防災拠点として市民の安全を守る役割や環境への取組を先導する役割なども重要となってきました。

庁舎整備の検討に当たって、新庁舎に求められる役割を次のように考えました。



## (2) 新庁舎整備の基本方針

新庁舎に求められる役割に応じ、新庁舎整備の基本方針を次のように考えました。

### 役割Ⅰ 市民サービス

庁舎は、市民を始めとした来庁者に対して、利用しやすく質の高いサービスを提供することが必要です。

#### ■【基本方針1】 「利用しやすい庁舎」

行政窓口を集約し、民間窓口サービスと連携するなど、市民サービスを複合的に提供するとともに、相談機能の充実や庁舎へのアクセス性の向上を図ることで誰もが分かりやすく利用しやすい庁舎

#### ■【基本方針2】 「親しまれる庁舎」

市民の主体的な活動を支える機能のほか、様々な市民の交流が図れるような機能、また、利用する市民にとって便利な機能も備え、市民が気軽に足を運ぶことができる、明るく開放的な親しまれる庁舎

### 役割Ⅱ まちづくり

庁舎は、まちづくりの中心的な役割を担うことが必要です。

#### ■【基本方針3】 「まちづくりの中心となる庁舎」

周辺のまちづくりと調和した整備により、にぎわいの創出や回遊性を高めるほか、地域産業等の情報を積極的に発信するなど、旭川のシンボルとしてまちづくりの中心となる庁舎

### 役割Ⅲ 行政事務

庁舎は、様々な行政事務を効率良く行えることが必要です。

#### ■【基本方針4】 「機能的・効率的な庁舎」

行政需要の多様化や社会情勢の変化など、様々な変化に対応できる機能的で効率的な柔軟性の高い庁舎

### 役割Ⅳ 議会

独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会であることが必要です。

#### ■【基本方針5】 「独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会」

ユニバーサルデザイン（注1）の考えに基づく市民に分かりやすい動線の確保と、円滑かつ効率的な議会活動が行える配置・規模に加え、高度情報化に即した情報通信設備等の整備とセキュリティに配慮した議会

## 役割Ⅴ 危機管理

庁舎は、災害時において、市民を守るための防災拠点となり、災害対策活動の中心的役割を果たすほか、様々な危機に対し高いセキュリティを確保することが必要です。

### ■【基本方針6】 「安全・安心な庁舎」

耐震性を確保した安全・安心な庁舎とするとともに、災害対策の中核として迅速な支援・復旧活動ができる機能を備えた庁舎

また、個人情報の保護のほか、災害以外の様々な危機に対し、高いセキュリティを確保し、市民や職員にとって安全・安心な庁舎

## 役割Ⅵ 環境先導

庁舎は、全ての人にとって利用しやすい環境にするための「ユニバーサルデザイン」（注1）を導入することや、自然環境への負荷低減などの取組について、先導的な役割が必要です。

### ■【基本方針7】 「人にやさしい庁舎」（社会環境）

障がい者や高齢者をはじめ、誰もが利用しやすいよう、バリアフリーに配慮したユニバーサルデザイン（注1）を率先して導入する人にやさしい庁舎

### ■【基本方針8】 「地球にやさしい庁舎（自然環境）」

徹底した省エネルギー化と積極的な新（自然）エネルギーの活用により、消費エネルギーを正味ゼロにするネット・ゼロ・エネルギー（注2）への取組や、ごみの資源化徹底など環境負荷の低減を図る庁舎

また、建物・設備の長寿命化を図り、維持管理がしやすい構造や材料の導入によりランニングコストの削減によりライフサイクルコスト（注3）縮減を図る庁舎

…【注釈】 ……………

#### ■注1 ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、全ての人にとって安全で使いやすい製品や、快適で不便のない生活環境をデザインするという考え方。

#### ■注2 ネット・ゼロ・エネルギー

建築物におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間のエネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ又は概ねゼロとなる建築物。

#### ■注3 ライフサイクルコスト

建築物等の企画、設計、工事、運用を経て解体処分するまでを生涯として、その全ての期間に要する費用のこと。初期投資（イニシャルコスト）と維持管理費用（ランニングコスト）で構成される。

## 4 新庁舎の機能

目指すべき基本方針ごとに、必要と考えられる主な機能と想定される整備事例を整理しました。

なお、整備事例は、現庁舎における課題や他都市の整備事例を基に想定されるものを整理したものであり、具体的な整備については、今後、更に検討が必要です。

### ■ 【基本方針 1】 利用しやすい庁舎

#### 【窓口機能】

- ・ワンストップサービス（注1）の拡充
- ・市民利用が多く相互に関連する窓口を低層階へ集約
- ・期日前投票や税申告等、臨時的な窓口設置場所の確保とゆとりある待合いスペース設置

#### 【相談機能】

- ・プライバシーに配慮した仕切りカウンターや用途に応じた相談室の設置

#### 【案内機能】

- ・総合案内の充実と強化、分かりやすい案内表示の設置
- ・ホームページやメール等でお知らせする待ち時間案内表示の導入

#### 【アクセス機能】

- ・利用しやすい場所でのバス、タクシー乗場や来庁者用車寄せの設置
- ・利用しやすい場所に必要台数を確保した来庁者用駐車場、駐輪場の整備

### ■ 【基本方針 2】 親しまれる庁舎

#### 【市民交流機能】

- ・多目的利用が可能な市民交流スペースの設置

#### 【市民活動支援機能】

- ・地域まちづくり推進協議会の運営支援や拠点機能の設置
- ・市民活動のPR等、情報発信機能の設置

#### 【情報発信機能】

- ・利用しやすく、分かりやすい市政情報コーナーの充実
- ・資料閲覧席の設置

#### 【利便施設機能】

- ・憩いがあり、休憩もできるロビーの設置
- ・庁舎周辺の緑化公園等憩いの場の設置
- ・展望スペースの設置
- ・市民が利用可能なコピー、無線LAN、パソコン等の設置
- ・市民や職員にとって利用しやすい食堂や売店の設置
- ・市民や子ども向けの図書コーナーの設置
- ・利用しやすい場所でのバス、タクシー乗場や来庁者用車寄せの設置
- ・利用しやすい場所に必要台数を確保した来庁者用駐車場、駐輪場の整備

### ■ 【基本方針 3】 まちづくりの中心となる庁舎

#### 【中心市街地活性化】

- ・ イベントが可能な周辺広場等の整備によるにぎわい創出
- ・ 周辺のまちづくりと連携を図った整備

#### 【地域産業の振興】

- ・ 旭川家具など、地元製品の積極的な導入
- ・ 庁舎建設や維持管理に地元企業の積極的な参画

#### 【シティプロモーション（注2）】

- ・ 地元製品や特産品、観光イベント等の旭川の魅力や移住情報などを発信する機能
- ・ スポーツや文化等、旭川とゆかりのある人の功績等の展示

### ■ 【基本方針 4】 機能的・効率的な庁舎

#### 【執務機能】

- ・ 必要面積を確保し、柔軟な使用ができる執務空間
- ・ 関連する部署の近接配置
- ・ ユニバーサルフロア(注3)の導入
- ・ 柔軟に利用できる会議室の確保と各階配置
- ・ 配置人数等に応じたロッカー、書棚、キャビネットの設置
- ・ 職員の利用者数に応じた休憩室、仮眠室等の設置
- ・ 受動喫煙防止対策の徹底

#### 【文書等保管機能】

- ・ 文書、物品等の保管場所の確保
- ・ 文書管理システム導入や保存文書電子化

#### 【ICT（注4）機能】

- ・ 業務サーバーの集中的管理
- ・ 机の配置変更が可能なフリーアクセスフロア(注5)の導入
- ・ 障害に強く、柔軟なネットワーク環境整備

#### 【施設管理機能】

- ・ 物品専用搬出入口・エレベータの設置
- ・ 施設連絡車など用途に応じた公用車駐車場の確保
- ・ 職員用駐輪場の確保

### ■ 【基本方針 5】 独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会

ユニバーサルデザインの考えに基づく市民に分かりやすい動線の確保と、円滑かつ効率的な議会活動が行える配置・規模に加え、高度情報化に即した情報通信設備等の整備とセキュリティに配慮した議会として、今後、議会での検討を踏まえた具体的な整備についての整理が必要と考えています。

## ■ 【基本方針 6】 安全・安心な庁舎

### 【災害対応機能】

- ・ 防災拠点としての耐震性の確保
- ・ 総合防災センターとの連携を踏まえた災害対策本部機能
- ・ 災害時用ヘリポートの設置
- ・ 一時避難場所としても利用可能な広場や駐車場の確保

### 【バックアップ機能】

- ・ 災害時でも事業継続可能な設備
- ・ 災害対応職員用の備蓄や仮眠室，調理設備の設置
- ・ 災害時物品，備品等の備蓄場所の確保
- ・ 非常用電源としての自家発電機能や上下水貯留装置の設置
- ・ 電気，通信の複数系統化

### 【セキュリティ機能】

- ・ 庁舎内に段階的なセキュリティを設定し，それに応じた執務室等の配置や構造的な配慮
- ・ 防犯カメラや緊急通報装置等の設置

## ■ 【基本方針 7】 人にやさしい庁舎（社会環境）

### 【利用空間】

- ・ バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入
- ・ 介助者にも配慮した空間や設備の確保
- ・ 安全，効率的な移動導線の確保

### 【利用設備】

- ・ 利用者数に応じたトイレの設置や多目的トイレの設置
- ・ 授乳室，キッズスペース(注6)，ベビーベッド等の設置

## ■ 【基本方針 8】 地球にやさしい庁舎（自然環境）

### 【省エネルギー化】

- ・ 人感センサーによる照明等の制御
- ・ 自然採光，自然通風の活用
- ・ ルーバーや水平庇による日射制御
- ・ 庁舎壁面・屋上等の緑化
- ・ 下水排水の循環利用
- ・ 地下水や雨水の利活用
- ・ エネルギー管理システム（BEMS(注7)）の導入

### 【新エネルギー導入】

- ・ 電気，熱源の自給自足化
- ・ 太陽光発電や地中熱，雪氷冷熱を活用した空調の導入

### 【ごみの資源化】

- ・ 庁舎から排出される食品ごみの堆肥化等の資源化

### 【ライフサイクルコストの縮減】

- ・ 耐久性に優れ長寿命化が図れる建築構造や設備，材料の採用
- ・ 規格品など更新が容易な建築資材の採用
- ・ 将来の変化に対し柔軟性を確保する設計・施工方法（スケルトン・インフィル工法(注8)）の採用

…【注釈】 .....

■注1 ワンストップサービス

1か所または、1回で様々な行政サービスを提供することや、手続きを終えることができる仕組み。

■注2 シティプロモーション

地方都市が知名度や好感度を上げていくことを目的として、自らのまちの特色や魅力などを他の地域や企業に売り込むこと。

■注3 ユニバーサルフロア

あらかじめ同じサイズ（幅，奥行き）の机やキャビネットで統一し，均一に配置するレイアウト。組織変更時のコスト削減や備品管理・調達のしやすさなどのメリットがある。

■注4 ICT

Information and Communication Technology の略称。情報や通信に関する技術の総称。

■注5 フリーアクセスフロア

各種配線を床下に露出させることなく，床下に電力や電話，LAN ケーブル等の配線用空間がある二重床構造。

■注6 キッズスペース

保護者が手続き等をしている間，子どもが退屈せずに安心して待つことができる場所。

■注7 BEMS

Building Energy Management System の略称。

建物の使用エネルギーや室内環境を計測し，それらの情報を省エネルギーに役立てていくためのシステム。

■注8 スケルトン・インフィル工法

建物の柱・梁・床などの構造躯体（スケルトン）と内装・設備（インフィル）などを分離した工法。長期間の耐久性を重視した構造躯体と，変更や更新が容易にできる内装や設備にすることが可能となる。

## 5 新庁舎の規模

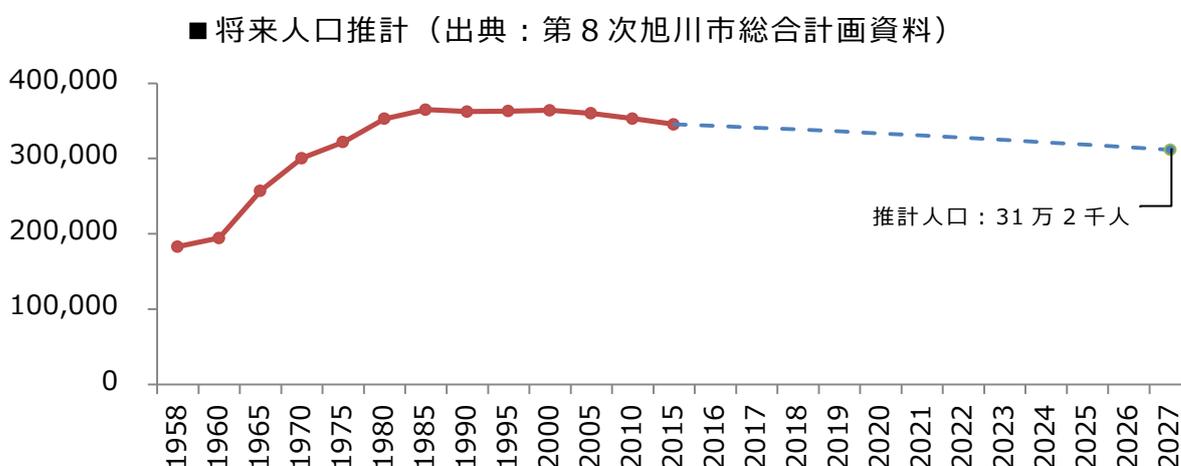
### (1) 庁舎規模算定の前提条件

#### ア 想定人口

現在、本市では、「第8次旭川市総合計画」を策定しており、総合計画の期間終了年度は平成39年度とすることを想定しています。

総合計画の中では、計画の最終年度の平成39年度における人口は、31万2千人と推計し、人口減少を見据えた計画としています。

庁舎整備においても、規模を考えるに当たっては、総合計画同様、人口減少を見据えた取組を行ってまいります。



#### イ 想定職員数

庁舎規模の検討に当たっては、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎える中、基礎とする職員数をどのように想定するかが重要であります。

本市では、現在、行財政改革推進プログラム（三訂版）において、平成30年度の職員数の目標値を定め、削減に取り組んでいるところであります。

平成30年度以降については、現在具体的な目標値は定めていないものの、行財政改革や人口減少による業務量の減少も見込まれる一方で、少子高齢化による新たな行政需要の増加や地方分権改革による権限や業務の移譲などによる業務量の増加も見込まれます。

こうした状況を踏まえると、平成30年度以降の職員数につきましては、減少が想定されるものの、大幅な減少までには至らないと思われることから、新庁舎に集約される職員数については、当面は平成30年度の職員数のまま推移していくものと想定し、新庁舎に集約される対象の職員数を1,607人（再任用・臨時・嘱託職員を含む。）とします。

■ 部門別推計職員数

機能	部門	対象部局	推計職員数
窓口機能	窓口部門	会計課, 交通防犯課, 税制課, 市民税課, 資産税課, 納税課, 市民活動課, 地域まちづくり課, 市民課, 国民健康保険課, 介護高齢課, 障害福祉課, 生活支援課, 保護第1~3課, 子育て支援課, こども育成課, 子育て相談課, 健康推進課, 保健指導課, 住宅課, 建築指導課, 学務課, 選挙管理委員会事務局	891
	民間窓口連携部門	福祉保険課, 経済総務課, 経済交流課	42
施策調整・行政運営機能	企画・調整部門	市長・副市長, 政策調整課, 政策推進課, 総合計画課, 秘書課, 財政課, 広報広聴課, 総務課, 管財課, 防災課	133
	管理・専門部門	人事課, 行政改革課, 情報政策課, 契約課, 市民生活課, スポーツ課, 指導監査課, 保健総務課, 衛生検査課, 環境政策課, 新エネルギー推進課, 廃棄物処理課, 環境指導課, 農政課, 農業振興課, 教育長, 教育政策課, 教育指導課, 学校保健課, 社会教育課, 文化振興課	324
	設計施工監理部門	工事検査課, 農林整備課, 都市計画課, 北彩都事業課, 公共建築課, 設備課, 土木総務課, 土木管理課, 用地課, 土木建設課, 公園みどり課	191
	その他の部門	監査委員, 監査事務局, 農業委員会事務局	26
推計職員数合計			1,607

ウ 想定議員定数

議員定数については、「旭川市議会の議員の定数を定める条例」に規定されている34人とします。

(2) 部門・機能ごとの必要面積

ア 既存機能の必要面積

(ア) 行政事務機能

自治体の庁舎を対象とする総務省基準により算定した規模を行政事務機能の想定規模としました。

■ 行政事務機能算定面積

機能区分		面積 (㎡)	
行政事務機能	窓口部門	16,499	32,421
	民間窓口連携部門	967	
	企画・調整部門	3,453	
	管理・専門部門	6,927	
	設計施工・監理部門	3,801	
	その他の部門	774	

(イ) 議会機能

行政事務機能同様、総務省基準を基に、議員定数から議事堂面積（議場、委員会室、議員控室）と現状の事務局職員数から事務局面積を算定しました。

また、総務省基準に含まれていない、議長室、副議長室、議会応接室、議会図書室については、現状面積とした結果、全体で1,907㎡と想定しました。

イ 新たに追加する機能の必要面積

新たに備えるべきものや拡充すべき機能について、次のとおり必要な面積を算定しました。

(ア) 市民交流機能，市民活動支援機能

市民の主体的な活動を支える機能のほか、様々な市民の交流が図られるような機能として、市民活動の支援や市民交流のための多目的スペースを想定します。

面積としては、他都市の庁舎整備事例や本市の公民館貸室面積などを参考に500㎡としました。

(イ) 情報発信機能・シティプロモーション機能

地域産業や地元製品，観光情報などのシティプロモーションを含め，幅広く本市の情報を発信する機能として，現状の市政情報コーナーを拡充したスペースを想定し，90㎡としました。

(ウ) 災害対応機能

現在の総合庁舎は，耐震性に問題があるため，災害対策本部の設置は想定されていませんが，新たな庁舎は，耐震性を有した安全・安心な庁舎として，災害対策の中心となることが求められていることから，災害対策本部や防災通信情報機能，備蓄倉庫などを想定し，必要な面積を290㎡としました。

■ 災害対応機能算定面積

室名	面積(㎡)	内容
災害対策本部	120	平常時には，研修等にも利用できる会議室スペース
防災通信情報室	30	災害対策本部に併設した防災情報システムや通信設備を備えるスペース
備蓄倉庫	140	臨時的な避難所に供給する備蓄品や資機材のほか，災害・復旧活動に従事する職員の食料等を備蓄するための倉庫スペース。備蓄量と倉庫規模については，地域防災計画を踏まえ，更に検討が必要

(I) 民間機能

a 民間機能の考え方

市民でにぎわい，親しまれるシビックセンターは，庁舎としての機能を主体とするのではなく，市民にとって利便性が高い，市民主体の機能を中心としたものであり，市民をはじめ住民組織，NPOなど，多くの人々が集い，にぎわい，市民に親しまれるような庁舎を想定しています。

こうしたことから，行政の窓口機能の集約はもとより，民間窓口サービスと連携した，市民サービス，行政サービスを複合的に提供できるような機能のほか，利用する市民にとって便利な機能を備えることを想定しました。

## b 行政と連携可能な民間窓口機能

### (a) 旭川市社会福祉協議会

旭川市社会福祉協議会は、民間の社会福祉法人ですが、法に基づき社会福祉に関する事業を行うことで、地域福祉の推進を図ることが目的とされる公共性の高い団体であり、本市の福祉行政との連携により市民サービスの向上が期待できるものとして想定しました。

規模の算定に当たっては、社会福祉協議会の全てを対象とするのではなく、委託事業など行政窓口と連携できるものを対象と考え、現事務所スペース相当分と市委託事業スペースを合わせた400㎡と想定しました。

### (b) 旭川商工会議所

旭川商工会議所は、市内の法人に対する経理、税務、労務などの経営に関する様々な相談・支援や、公的資格の試験や研修等の会場として利用されているほか、中心市街地活性化協議会の事務局をはじめ、多くの公的事務局機能を有していることなどから、行政との連携を強化することで、更なる地域経済の振興が期待できるものとして想定しました。

規模の算定に当たっては、現在の道北経済センターのうち、商工会議所事務室と研修室等を合わせた1,400㎡と想定しました。

### (c) 利便施設機能

現在の総合庁舎には、指定金融機関の派出所があり、税金や保険料などの市の公金納付を扱っていますが、振込みやその他の納付は扱っていません。総合庁舎や第二庁舎には現金自動預け払い機（ATM）が設置されているところですが、更なる利便性の向上を見込み、金融機関の支店機能を備えることを想定しました。

設置を想定する金融機関は、今後、詳細な検討や協議が必要ですが、金融機関の機能も持つ郵便局の設置も検討が必要と考えています。

規模の算定に当たっては、他の自治体庁舎内の金融機関支店の面積などを参考に、240㎡（120㎡×2か所）と想定しました。

(3) 庁舎規模の算定結果

機能ごとに庁舎規模の算定結果をまとめると下表のとおりとなります。

■ 部門別算定面積

機能区分		面積 (㎡)	
行政事務機能	窓口部門	16,499	32,421
	民間窓口連携部門	967	
	企画・調整部門	3,453	
	管理・専門部門	6,927	
	設計施工・監理部門	3,801	
	その他の部門	774	
市議会機能			1,907
庁舎に求められる機能	市民交流・市民活動支援機能	500	880
	情報発信機能	90	
	災害対応機能	290	
民間窓口機能	社会福祉協議会機能	400	1,800
	商工会議所機能	1,400	
利便施設機能	金融機関等窓口機能		240
算定結果合計			<b>37,248</b>

## 6 新庁舎の建設場所

### (1) 建設候補地の選定理由

まず、「庁舎整備検討委員会最終報告」の考え方，市民懇話会での意見や市民アンケート結果などから，現庁舎周辺，買物公園及び北彩都をエリアとして位置づけ，各エリアの中から敷地を抽出した他，エリア以外の敷地についても調査，抽出を行い，評価対象地を選定しました。

これら評価対象地について，アクセス性，市民利便性などの観点から比較検討した結果，現庁舎周辺エリアとして「現総合庁舎敷地及び第三庁舎敷地」，買物公園エリアとして「4条以北の買物公園沿いの1区画」，及び北彩都エリアとして宮下通11・12丁目の「14・15街区」の3つを建設候補地として選定しました。

#### ■ 評価対象敷地評価項目一覧

アクセス性	市内各所から来庁しやすい便利な場所であるか。
市民利便性	・多くの市民が利用する窓口部門が集約できるか。 ・行政施設や金融機関，商業施設，文化施設などとの往来が容易であるか。
計画整合性	上位計画と整合性が図れているか。
まちづくり	にぎわいの創出やシンボル性のある景観形成など，庁舎整備によるまちづくりへの影響。
防災性	災害に対する土地の安全性や災害時のアクセス容易性が確保できるか。
環境保全性	庁舎整備が，周辺環境や自然環境に影響を与えないか。
不確定要因等	現状における土地の利用計画や事業スケジュールを想定する上での不確定要因等の有無。

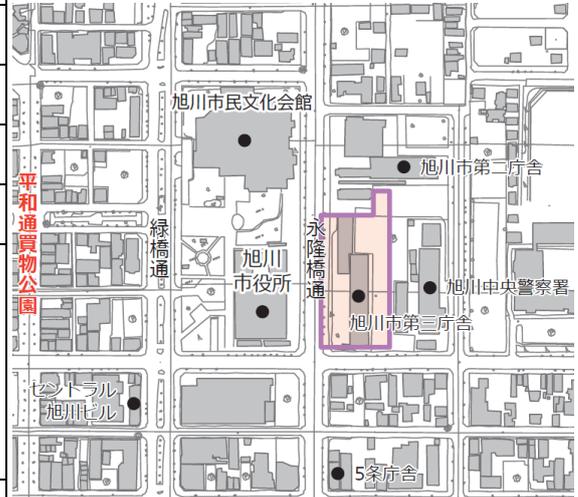
## (2) 建設候補地

## ア 現庁舎周辺エリア

① 総合庁舎敷地	
位置	6条通9丁目
土地所有者	旭川市
敷地面積	15,329 m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域
容積率	400%
建ぺい率	80%
その他制限等	防火地域
接道路幅員	北側 — 緑橋通 36.36m 6条通 20.00m 永隆橋通 27.27m
建築可能最大延床面積	61,316 m <sup>2</sup>
建築可能最大建築面積	12,263 m <sup>2</sup>
交通アクセス	J R 旭川駅からは離れているが、バスの本数が多いバス停に近接し、多方面の移動経路が充実している。 ※本数の多いバス停までの距離：約 5m
市民利便性	文化施設と隣接している。
敷地の安全性	考慮すべき敷地の危険性は特に無し。
その他情報	総合庁舎敷地の一部は伝搬障害防止区域内に該当する。

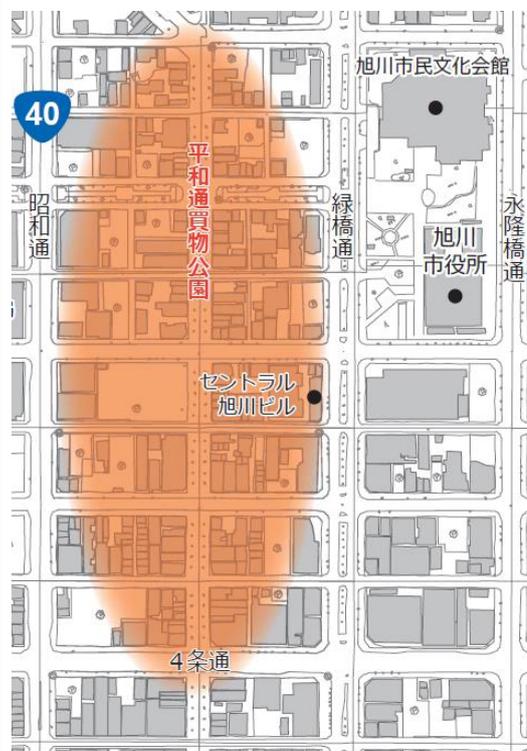


② 第三庁舎敷地	
位置	6条通10丁目
土地所有者	旭川市
敷地面積	7,661 m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域
容積率	400%
建ぺい率	80%
その他制限等	防火地域
接道路幅員	北側 - 東側 - 6条通 20.00m 永隆橋通 27.27m
建築可能最大延床面積	30,644 m <sup>2</sup>
建築可能最大建築面積	6,128 m <sup>2</sup>
交通アクセス	J R旭川駅からは離れているが、バスの本数が多いバス停に近接し、多方面の移動経路が充実している。 ※本数の多いバス停までの距離：約 150m
市民利便性	中央警察署と隣接している。
敷地の安全性	考慮すべき敷地の危険性は特に無し。
その他情報	第三庁舎敷地の一部は伝搬障害防止区域内に該当する。



イ 買物公園エリア

4条以北買物公園沿い1区画当たりの状況		
位置	4条以北買物公園沿い	
土地所有者	民間	
敷地面積	5,355 m <sup>2</sup>	
用途地域	商業地域	
容積率	600%	
建ぺい率	80%	
その他制限等	防火地域	
接道路幅員	昭和通 27.27m 買物公園通 20.00m 緑橋通 36.36m 4条～8条本通 10.90m～36.36m 4条～8条仲通 10.90m	
建築可能最大延床面積	32,130 m <sup>2</sup>	
建築可能最大建築面積	4,284 m <sup>2</sup>	
交通アクセス	JR旭川駅からは離れているが、バスの本数が多いバス停に近接し、多方面の移動経路が充実している。 ※本数の多いバス停までの距離：約150～300m	
市民利便性	商業施設と隣接している。	
敷地の安全性	5条～8条7丁目の区域については、0.5mの浸水域となっており、大人の膝までつかる程度の浸水の危険性がある。	
その他情報	不確定要素：当該エリアに市有地が無い。	



注：交通アクセスについてはバス本数が比較的多く集中している「市役所前」及び「4条通9丁目」バス停から買物公園通までの最短距離を記載。

ウ 北彩都エリア

14街区		
位置	宮下通 1 1 丁目	
土地所有者	旭川市	
敷地面積	3,000 m <sup>2</sup>	
用途地域	商業地域	
容積率	400%	
建ぺい率	80%	
その他制限等	準防火地域	
接道路幅員	北側 20.00m 東側 27.00m 南側 16.00m 西側 20.00m	
建築可能最大延床面積	12,000 m <sup>2</sup>	
建築可能最大建築面積	2,400 m <sup>2</sup>	
交通アクセス	J R 旭川駅に近接するが本数が多いバス停からやや離れている。 ※JR 旭川駅，本数の多いバス停からの距離：約 500m	
市民利便性	金融機関，商業施設，行政施設などの利便施設から離れている。	
敷地の安全性	考慮すべき敷地の危険性は特に無し。	
その他情報	不確定要素：事業計画（売却予定）との整合性	
15街区		
位置	宮下通 1 2 丁目	
土地所有者	旭川市	
敷地面積	7,700 m <sup>2</sup>	
用途地域	商業地域	
容積率	400%	
建ぺい率	80%	
その他制限等	準防火地域	
接道路幅員	北側 20.00m 東側(中央橋通) 27.00m 南側 16.00m 西側 20.00m	
建築可能最大延床面積	30,800 m <sup>2</sup>	
建築可能最大建築面積	6,160 m <sup>2</sup>	
交通アクセス，市民利便性，敷地の安全性，その他情報は14街区に同じ。		